

1. 計画の基本的考え方

1.1 計画の主旨

近年、河川をとりまく状況は大きく変化しています。河川流域では過去に幾度もの洪水や渇水に見舞われただけでなく、最近ではこれまでに経験したことのない規模の豪雨や台風、渇水による被害が全国各地で頻発しており、地球温暖化に伴う気候変動が及ぼす影響についての懸念が増すとともに、産業の高度化、国民生活水準の向上、少子高齢化、地球環境問題に対する関心の高まり、生物多様性基本法の制定等といった社会経済情勢の変化に伴い、河川に対しても良好な環境の整備と保全を求める国民のニーズが増大しています。

最上川は、一つの県で源流から河口まで流れる河川であり、古くから交通手段として活用されていましたが、江戸時代に舟運が発展し経済の大動脈となり、物資の輸送とともに文化の交流がもたらされ、河口部の酒田港をはじめ、各地に大規模な河岸と船着場が発達、現在の都市を形成するとともに、上流の米沢盆地、中流の山形盆地、下流の庄内平野と何れも屈指の穀倉地帯を抱えており、流域内の社会、経済、文化の基軸として、大きな役割を担っています。

最上川の河川整備にあたっては、治水、利水の役割を担うのはもちろんのこと、うるおいのある生活周辺環境としての役割も期待され、地域の風土や文化の形成、動植物の生息・生育・繁殖の場等、多様な視点からの川づくりが求められています。

このような最上川流域の自然、社会、歴史、文化を踏まえ、「最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「本計画」という。）は、安全・安心が持続でき、豊かな自然を次世代へ受け継ぎ、さらには流域の人と自然と社会が調和した活力ある地域を創造する最上川の整備を目指します。

なお、本計画は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 11 年 12 月に策定された「最上川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事事の目的・種類・場所等の具体的事項を示す法定計画として、平成 14 年 11 月に策定されました。

今回、整備計画策定より 15 年が経過し、社会情勢の変化・法律改正及び新たに出された答申等を踏まえ、本計画の変更を行うものです。

【河川法の三つの目的】	
1)	洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減
2)	河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
3)	河川環境の整備と保全

1.2 河川整備の基本理念

最上川の河川改修は、明治17年に舟運の航路確保を目的に始まり、その後、庄内地域は大正6年、^{むらやま おきたま}村山、置賜地域は昭和8年、最上地域は昭和32年から本格的な河川改修が行われ、それぞれの地域を洪水から守るため、堤防の整備を優先に事業を進めてきました。また、昭和42年8月（羽越豪雨）、昭和44年8月とこれまでの計画を上回る未曾有の大洪水が相次ぎ、流域内資産の増大及び沿川の開発に鑑み、河川改修と共に、ダム、遊水地^{おおくぼ}等の洪水調節施設の建設が計画され、白川ダム及び寒河江ダム、長井ダム、大久保遊水地を完成させ、現在に至っています。

最上川流域は、山形県の県土面積の約8割を占めており、内陸及び庄内地方における社会・経済・文化の基盤をなすとともに、自然環境に優れており、山形県の「母なる川」として深く県民に親しまれています。

また、多くの自然公園や指定文化財、景勝地の指定を受け、豊かで貴重な自然環境や景観、歴史が残されている一方で、少子高齢化が進み、災害時の要配慮者が増加する等、最上川を取り巻く社会状況も年々変化しています。

最上川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図る必要があります。また、最上川の自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりが必要です。

このため、流域や川沿いの社会的状況変化はもとより、継続的かつ適切な調査・観測等により河川及び流域の状況変化を確認し、関係機関や流域住民と共通の認識を持ちつつ、災害の教訓を後世に伝えるよう、連携や調整を図ることが重要です。

最上川水系では、河川整備基本方針で掲げられている「歴史を育み 未来を拓く 紅花のみち 最上川」を基本理念に最上川の今後の川づくりにあたっては、以下の4点を柱とし、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開します。

歴史を育み 未来を拓く 紅花のみち 最上川

○大地を育み、地域を支える川づくり

自然の恵みを大切にし、水害や渇水被害の少ない、安全で安心できる最上川を目指します。

○歴史と潤いを感じる川づくり

流域の歴史・文化と豊かな自然環境が共生し、四季を感じる潤いのある最上川を目指します。

○暮らしに生きる川づくり

住民が集い、水辺を楽しみ、暮らしに生きる最上川を目指します。

○心がかよう川づくり

流域社会の連携と交流を深めつつ、住民参加の川づくりを進め、地域で育て、地域でまもる最上川を目指します。

※遊水地：洪水時の流水の一部を一時貯留し下流へ流れる流量を減ずるため、人工的に造られた地域

1.3 計画の対象区間

本計画の対象区間は、国土交通省の管理区間（大臣管理区間）である 323.8km（最上川、鮭川、須川、その他支川を含む）を対象とします。

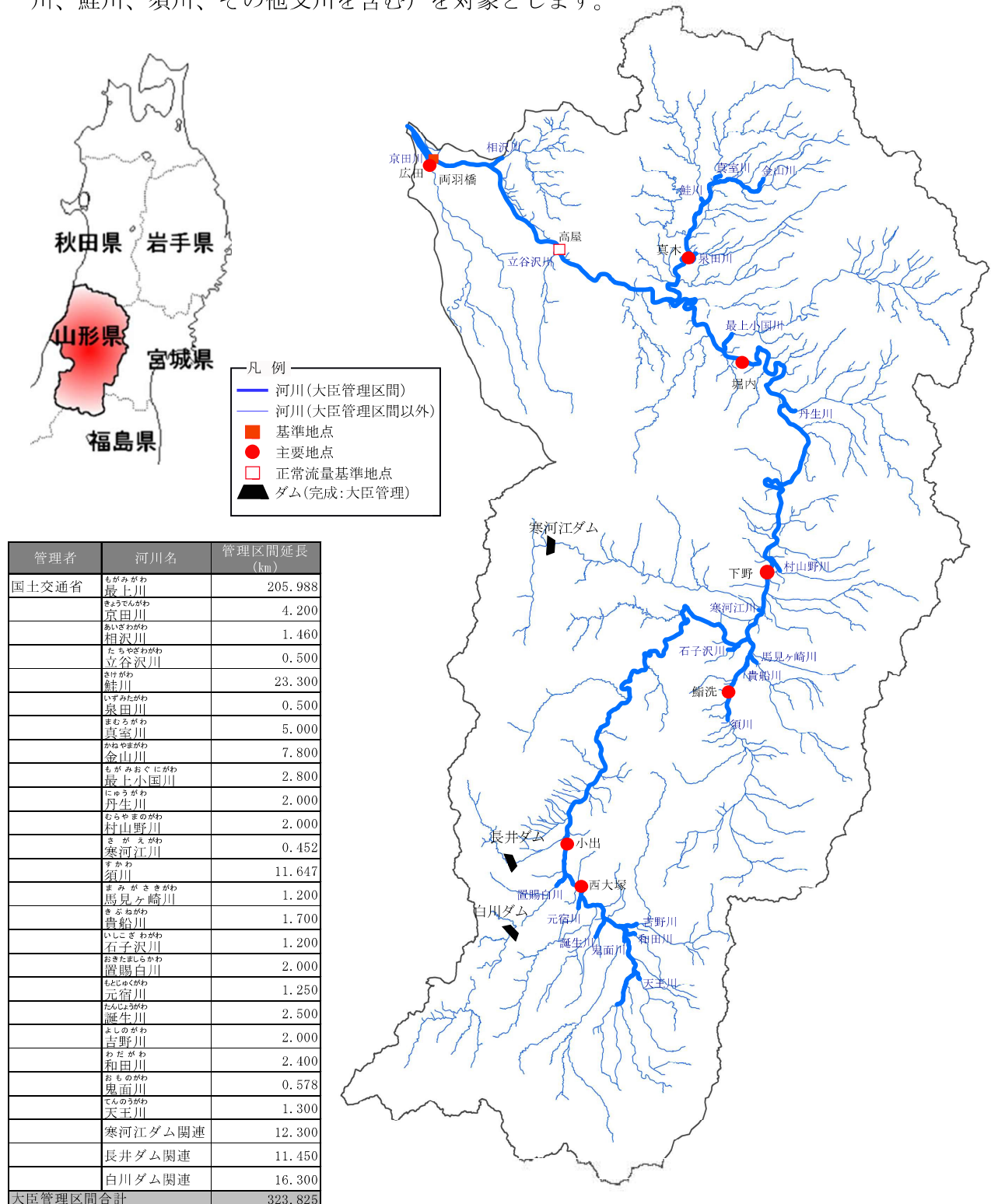


図 1-1 河川整備計画の対象区間（大臣管理区間）

表 1-1 計画対象区間

河川名	区間		延長 (km)	
	上流端	下流端		
最上川 (もがみがわ)	左岸：米沢市中田町字掘立川向21番の乙地先 右岸：同市大字花沢字八木橋西上3616番地先	河口	205.988	
京田川 (きょうでんがわ)	左岸：酒田市坂野辺新田字下割14番の3地先 右岸：同市落野日字広野7番地先	最上川への合流点	4.200	
相沢川 (あいざわがわ)	左岸：酒田市石名坂字上田元27番地先 右岸：同市橋橋字下河原456地先	最上川への合流点	1.460	
立谷沢川 (たちやざわがわ)	左岸：東田川郡庄内町清川字上河原4番地先 右岸：同町腹巻野36番の20地先	最上川への合流点	0.500	
鮭川 (さけがわ)	左岸：最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3840番の1地先の八千代橋 右岸：最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3799番の2地先の八千代橋	最上川への合流点	23.300	
泉田川 (いづみたがわ)	最上郡鮭川村大字川口字川口2639番の7地先の県道橋	鮭川への合流点	0.500	
真室川 (まむろがわ)	左岸：最上郡真室川町大字川の内字安久土2005番地先 右岸：同町同大字字高沢1683番の4地先	鮭川への合流点	5.000	
金山川 (かねやまがわ)	左岸：最上郡金山町大字山崎字薬坊野214番の1地先 右岸：同町同大字字三枝1615番地先	真室川への合流点	7.800	
最上小国川 (もがみおくにがわ)	左岸：最上郡舟形町富田字矢弓14番の1地先 右岸：同町長者原字長者原1257番の3地先	最上川への合流点	2.800	
丹生川 (にゅうがわ)	左岸：北村山郡大石町大字岩ヶ袋字川向62番地先 右岸：同町同大字同字143番地先	最上川への合流点	2.000	
村山野川 (むらやまのがわ)	左岸：東根市大字野田シタ舟戸橋1090番地先 右岸：同市同大字同字1353番地先	最上川への合流点	2.000	
寒河江川 (さがえがわ)	左岸：西村山郡河北町大字溝延字稲荷原353番地先 右岸：寒河江市大字日田字前野27番の2地先	最上川への合流点	0.452	
須川 (すかがわ)	左岸：山形市飯塚町字中河原1629番地先 右岸：同市同町同字165番地先	最上川への合流点	11.647	
馬見ヶ崎川 (まみがさきがわ)	左岸：山形市大字成安字前川原2290番地先 右岸：同市同大字同字1693番地先	須川への合流点	1.200	
貴船川 (きぶねがわ)	左岸：山形市大字船町字田越626番地先 右岸：同市大字西中野字龍野町137番の2地先	須川への合流点	1.700	
石子沢川 (いしこざわがわ)	東村山郡中野町大字長崎字村下8039番の24地先の県道橋下流端	最上川への合流点	1.200	
置賜白川 (おきたましろがわ)	左岸：長井市時庭字中島川原564番の9地先 右岸：同市歌丸字下川原一2182番の9地先	最上川への合流点	2.000	
元宿川 (もとじゆくがわ)	東置賜郡川西町大字西大塚字元宿老262番の1地先の町道橋下流端	最上川への合流点	1.250	
誕生川 (たんにしょうがわ)	東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端	最上川への合流点	2.500	
吉野川 (よしのがわ)	南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端	最上川への合流点	2.000	
和田川 (わたがわ)	東置賜郡高島町大字夏茂元津久茂字都雲参60番地先の国道橋下流端	最上川への合流点	2.400	
鬼面川 (おまのがわ)	左岸：東置賜郡高島町大字上平柳字下在家1937番の14地先 右岸：同町同大字字北五百野1954番の9地先	最上川への合流点	0.578	
天王川 (てんのうがわ)	米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端	最上川への合流点	1.300	
寒河江ダム	寒河江川 (さがえがわ)	左岸：西村山郡西川町大字大井沢字大禿1950番の1地先 右岸：同町大字月岡字上島416番の1地先	左岸：西村山郡西川町大字本道寺字風吹364番地先 右岸：同町大字月岡字夫レ倉651番の3地先	9.800
	四ツ谷川 (よつやがわ)	左岸：西村山郡西川町大字月山沢字一本木238番の8地先 右岸：同町同大字字上野241番の80地先	寒河江川への合流点	1.400
	大越川 (おほこしがわ)	左岸：西村山郡西川町大字月山沢字大平239番の30地先 右岸：同町同大字字石見堂ヶ嶽240番の13地先	寒河江川への合流点	1.100
長井ダム	置賜野川 (おきたまのがわ)	左岸：長井市大字寺泉字桶沢国有林61林班い小班地先 右岸：同市大字平野字板沢国有林50林班む小班地先	左岸：長井市寺泉字化物沢国有林681林班い小班地先 右岸：同市大字平野字北脇ノ沢4164番地の1地先	8.350
	合地沢川 (がっぢざわがわ)	左岸：長井市平野字西橋平下4172番20地先 右岸：同市平野字桂谷北4169番1地先	置賜野川への合流点	1.300
	濁沢川 (にごりざわがわ)	左岸：長井市平野字南前野4167番1地先 右岸：同市平野字濁沢4166番2地先	合地沢川への合流点	1.000
	布谷沢川 (のだにざわがわ)	左岸：長井市寺泉小愛沢国有林67林班八小班地先 右岸：同市寺泉字布谷沢国有林65林班二小班地先	置賜野川への合流点	0.800
白川ダム	置賜白川 (おきたましろがわ)	左岸：西置賜郡飯豊町大字上原字下道下368番の1地先の標柱 右岸：同町同大字字上角間田217番の丙地先の標柱	左岸：西置賜郡飯豊町大字高峰字上坪深4236番の2地先の標柱 右岸：同町同大字字安道寺4092番地先の標柱	12.500
	広河原川 (ひろかわらがわ)	左岸：西置賜郡飯豊町大字上原字袖野沢519番の4地先の標柱 右岸：同町同大字字野原166番の3地先	置賜白川への合流点	2.800
	小屋川 (こやがわ)	左岸：西置賜郡飯豊町大字上原字日蔭159番地先の標柱 右岸：同町大字須郷字大太郎向34番の10地先	広河原川への合流点	1.000
合計				323.825

出典：一級河川調書（平成19年1月末時点）

1.4 計画の対象期間

本計画は、最上川水系河川整備基本方針に基づき、当面の計画を定めるものであり、その対象期間は、平成14年度を初年度として概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後も、地域の社会状況、自然状況、河川の整備状況等の変化や新たな知見、技術の進捗等に伴い、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。